

#### 四 間接税職員の服制

124 明治31年7月 改正条約実施につき税務官吏の心得に関する件

秘第四七六号

各課

税務署

規律ヲ振廻シ風紀ヲ刷新スルへ税務革新ノ一要旨ナリ、開局ノ初夙ニ大蔵大臣口達ノ大要ヲ示シ、亞テ客年五月税務官吏服務心得ヲ頒チ、或ハ時三臨ミ事ニ当リ訓諭戒飭ヲ努メ以テ万一ノ遺漏ナカラシコトヲ期セリ、然ルニ測ラサリキ爾來時ニ或ヘ其ノ軌ヲ逸シ体面ヲ傷フカ如キモノアルヲ聞ク、是レ深ク本官ノ憂慮シテ措クコト能ハサル所ナリ、今ヤ改正条約実施ノ期自睦ノ間ニ迫リ外人トノ関係特ニ頻繁ナラントス、職ニ其ノ衛ニ當ル者豈専心ニ意戒慎スル所ナクシテ可ナランヤ、依テ更ニ時弊ニ鑑ミ急要ヲ感シ特ニ注意シテ遵守シ又ハ忌避スヘキ事項ヲ左ニ摘示ス、各自常ニ善ク之ヲ服膺シテ造次類沛ニモ必ス之ヲ忘ルヘカラス、各員夫レ宜ク此ノ旨ヲ体シ敢テ過誤ナカラシコトヲ期スヘシ遵守スヘキ事項

- 一 素行ヲ修ムルコト
- 一 人民ヲ礼遇スルコト
- 一 人民ニ便益ヲ与フルコト
- 一 人民ニ肥遯スヘカラサルコト

忌避スヘキ事項

- 一 奢惰ニシテ儻ラ負ヒ放逸ニシテ興ニ耽リ醉酔シテ粗暴ノ拳動アルコト
- 一 礼容ヲ失シテ人民ヲ輕ンスルノ外貌ヲ呈シ雜言ヲ發シテ人民ヲ侮ルノ感ヲ起サシメ驕傲不遜ニシテ威權ヲ弄スルコト
- 一 妻ニ人民ヲ召喚シ徒ニ時間ヲ空過セシメ漫ニ煩冗ノ手続ニ由ラシムルコト
- 一 賦託屢進猥りニ變態過ラ受ハルコト

右訓示ス

明治三十一年七月二十三日

東京税務管理局長仁尾惟茂

印

(昭52 東京 1)

125 明治31年8月 税務官吏服務心得の件

税務官吏服務心得(明治三十一年八月大蔵大臣訓示)

臣民納稅ノ義務ハ法律ニ依ルニアラサレハ之ヲ定ムル能ハス、税務官吏ハ実ニ租稅法規ノ執行ヲ任トスルモノニシテ、其ノ処弁ノ結果ハ直チニ臣民ノ休戚、政府ノ歳入ニ關ス、故ニ此ノ職務ニ從フモノ自ラ其ノ任務ノ輕カラサルヲ省バ、常ニ慎重ノ注意ヲ為シ、苟モ過誤遺漏ナカラシコトヲ期セサルヘカラス、茲ニ税務官吏服務心得ノ梗概ヲ示シ、以テ其ノ任務ヲ完行スルニ就キ服膺スヘキ綱目ノ大要ヲ知ラシム

第一条 凡ソ税務ノ執行ハ法規ノ定ムル所ニ遵ヒ課稅ノ基礎ヲ明カニシ規定以外ノ徵収ヲ為サス、又規定以内ニ於テ

逋脱ナカラシムルヲ以テ其ノ目的トス

物件ノ査定簿書ノ整理、不正行為ノ予防、犯罪事件ノ検挙、共ニ皆其ノ目的ヲ達スルノ手段方法ニ外ナラズ、

税務官吏ハ常ニ此ノ意ヲ体シ處理措弁都テ此ノ目的ニ帰着スルヲ期スヘシ

第二条 事務ノ處理ハ固ヨリ周到緻密ナルヲ要スト雖モ、徒ラニ事ヲ繁細ニシ人民ノ冗煩ヲ致シ又時間ヲ空過セシム

ルガ如キコトアルヘカラズ

第三条 人民ニ対スルハ須ラク細切叮嚀ナルヘシト雖モ自ラ職務ノ分限ヲ守リ漫リニ民業ニ干渉シ又ハ納稅者ニ犯獄スヘカラズ

第四条 職ニ當テハ宣シク歎正ニシテ熱心ナルヘシ、然レドモ檢束ニ過ギテ人民ノ情意ヲ竭サシメス、苛察ニ涉リテ細故ノ摘発ヲ事トスルカ如キコトアルヘカラズ

第五条 事ヲ執ルハ當サニ敏活ニシテ果断ナルヘシ、然レトモ粗漏ニ流レテ緻密ヲ欠キ暴慢ニ陷リテ溫和ヲ失フヘカラズ

第六条 簿書ノ取扱ハ類別ヲ明カニシ保存ヲ確メ事ニ當ラ索引ノ便ヲ得ルヲ勉ムベシ、税務官吏ハ常ニ注意ヲ此ニ注キ其ノ整理ヲ忽諸ニ付スヘカラズ

第七条 税務ニ在テハ算数ノ事最モ其ノ多キラ占ム、而シテ其ノ正否ハ直チニ徵稅ノ當否ト相関係ス、故ニ算数ノ事ニ於テハ最モ心ヲ用ヒ違算誤謬ナキヲ期ズヘシ

第八条 逋稅犯則ハ固ヨリ種々ノ原因アルヘシト雖モ亦日常取締ノ弊否ニ闕スルコト大ナリ、之ヲ事後ニ検挙スヘキハ勿論ナリト雖モ、最モ之ヲ未然ニ予防スルコトニ注意セザルヘカラズ

第九条 税務上ノ取締ハ形式ニ流レス実効アルヲ要ス、又公平無私ニシテ人ニ依テ寛激同シカラサルカ如キコトアル

#### ハカラス

第十一条 税務官吏ハ職務ニ服スル忠實ヲ旨トシ同僚ニ対シテハ礼讓ヲ重ンシ各自其ノ地位ニ從テ職務ヲ尽シ、互ニ同心協力シテ全部ノ事務ノ舉カラシコトヲ勉ムヘシ

第十二条 税務官吏ハ人民ノ財産ニ対シテ職務ヲ行ヒ又犯則行為ノ検挙ヲ為スモノナレハ最モ清廉純潔ナラサルヘカラズ、故ニ其ノ素行ヲ修メ品操ヲ高クシシ勤儉ヲ守リ廉恥ヲ重ンシ、苟モ他人ノ指摘ヲ受クルカ如キコトナキヲ期スヘシ

第十三条 税務官吏ハ平常注意シテ課稅物件ノ狀況価格製造方法等ヲ考察熟知スルコトヲ勉メ、税務執行上ノ参考ト為スマ要ス

第十四条 税務官吏ハ人民ニ接スルニハ相當ノ礼節ヲ守リ禁止言語ハ最モ温厚端正ニシテ、自ラ他ノ敬重ヲ受クルノ実アルヲ要ス

第十五条 税務官吏ハ人民ニ於テ無礼失言其ノ他粗暴ノ拳動ヲ為スニ遭遇スルモ決シテ激シテ憤怒シ、臆シテ逡巡スルカ如キ行為アルベカラズ、益々靜肅端嚴總カニ適宜ノ処置ヲ為スヘシ

第十六条 税務官吏ハ執務ノ際縦テ威儀ヲ損シ体面ヲ傷フ外觀若クハ拳動アルヘカラズ、又課稅物件ヲ検定スルニ方リテハ已ムヲ得サル場合ノ外ハ之カ消費毀損等之ナキ様注意スヘシ

126 明治32年5月 改正条約実施につき外国人に対する税務官吏心得の件

主秘第一三六号

本省条約改正実施準備委員會於テ今回別紙ノ通大体ノ趣旨内談相成候、右ハ開港場所在地ノ局署ニ於テハ事務取扱上必要可有之ト存候間、為參照一部及御送付候也

明治三十二年五月六日

函館税務管理局長勝田主計殿

大蔵省主税局長田代田種太郎

(別紙)

- 一 義務トスルニアラサルモ便宜ノ為メ各税法及施行規則等ノ英訳若クハ仮訳ヲ局内署内ニ備ヘ置キ関係者ノ閲覧ニ供スルコトアルヘシ
- 一 右ノ外納税手続便覽ナルモノヲ英仏文ニテ作り多クハ其ノ要領ヲ之ニ記載シ、一読スレハ渾テノ事情ノ詳明ナルヲ得セシムルコトヲアルヘシ
- 一 訳式ハ日本文ヲ以テ主トシ裏面若クハ片端ニ英訳又ハ仮訳ヲ付スルコトモアルヘシ
- 一 納税者ヨリ差出ス書類時トシテ外国文アルモ便宜ノ為メ取置キ妨ケナシ
- 一 間接国税犯則处分法第十一條ノ通知書ノ如キモノハ前項ノ例ニアラス、日本文ノミニ限ル
- 一 呼出状其ノ他ノ場合ニ於ケル日本文ニ用フル称呼ハ男女ニ係ラス何ノ誰殿ト記載シ、ミストル、モジショール、ヘル等ノ称呼ハ口頭ニテハ随意ナルモ、書面ニハ用キス

127 明治32年7月 改正条約実施につき税務署の対応に関する件

秘通信第一六号 参考第十二号 明治三十二年七月十日

長崎税務管理局長ヨリ管内税務署長會議中各署長ニ對シ左ノ通簡案口達シタル旨報告アリタリ

- 一 管理局税務署間氣脈貫通敏活ノ運動ヲ期図進捗スルコト
- 一 税務署ハ事務ノ機關ニシテ地方ニ在テ敏活ノ運動ヲ要スルカ故ニ委任事項ヲ從来ヨリ増加シ十分ニ職責ヲ取ラシメ、併セテ活動ヲ敏ナラシムルコト
- 三 税務署ノ杓子定木的ナル一ハ十分ノ職責ヲ以テ自ラ任セサル為メト、一ハ管理局カ細故ノコトキ干涉スルカ如ク為スニヨリ生シタルナレバ、是等ノ誤解ナカラシムルコト
- 四 税務署監督員ハ時トシテ署長署員ト往々感情ノ衝突アルヤニ聞クカ、監督ハ細故ノ摘発ヲ事トシ糾問督責又ハ干渉スルニアラスシテ只事務ノ全般ヲ視察シ、事ノ大ナルモノハ稟申シテ局ノ命令ヲ受ケ、小ナルモノハ署長ト監

督員ト協議シ、其ノ事項ヲ復命セシメ、平和ニ局署間ノ氣氛ヲ通シテ全般ノ成績ヲ重ンマルニ至ルヘキコト

五 命令伝告ノ散逸ナキヲ期スルコト

六 秘密事項ノ漏洩散逸ニ注意シ又一方ニハ主任者ニ知ラシメサルカ如キ不都合ナキコト

七 監督補助員ノ補助ノ区域其ノ心得方ニ於テ間違ナカラシムルコト、并ニ監督規程ヲ更正スルコト

八 局長ノ年一回必ス検閲視察シ事務ノ全般ニ涉リテ整否ヲ視ルヘキコト

九 署長ノ署員監督、監督員ノ伝達等区々ノ弊アリテハ不宜ニ付自今凡テ統一ニ出ルヲ期スルコト、此ノ点ハ局ヨリモ十分注意シ局署相背馳スルノ弊ナカラシムルコト

十 稅務ノ参照トナルヘキ事項通信甚ダ疎懶ニ傾キ易キニヨリ報告ハ式ノ如何ニ拘ヘラス只要項ノミヲ隨時神速ニ通報スルコト

十一 所得税調査委員会ノ会期区々ニシテ徒ラニ旬ヲ重ヌルモノアリシカ如キコトヘ今後漸々ニ矯正スルコト

十二 所得税大体ニ付テ調査ノ大綱ヲ得ルヲ期シ細故ノ計算ニヨリテ不適当ノ調查ニ至ルカ如キ、又ハ納稅者ノ召喚其ノ他煩勞ヲ与フルカ如キハ断然之ヲ避クルヲ要スルコト、并ニ急激ナル變化ヲナサヘルニ注意スルコト

十三 自家用ノ醤油、料理屋諸負人等ノ醤油ノ検査方ニ闇スル心得ノコト

十四 直税従事者ヲ標榜シ又獎勵シ一方ニハ其ノ品位ヲ漸々高ムルノ精神ナルコト、之ヲ要スルニ直税担任者ノ堪能ナルモノヲ養成薰陶スルコト

十五 間稅検査員ノ心得、人ヲ犯則者視スルコトノ不可ナルコト、一方ニハ常に用意周到ニシテ犯則ヲ未然ニ防クノ心掛アルヘキコト

十六 衣服ニ闇スル心得ノコト

十七 経費殊ニ旅費、消耗品又ハ電信文用紙等濫費ヲ無クスルコト

十八 酒造組合ニ闇スル意向今後モ尚未大ニ注意シ置クベキコト

十九 間稅物件検査ノ方法改良進歩ヲ期シ研究実験スルコト

二十 統計ニ闇スル事項

二十一 旧記録ノ朽敗セルモノヲ尽ク取纏メ処分スルコト

二十二 修正事業ノ締結ナルコトハ最早再吾ノ要ナキ千十分ニ手段ヲカヘ方法ヲ尽シ余裕ヲ以テ再ニ再四検閲スペキコト

二十三 追々新任交迭モ有之ニ付稅務官吏ノ心得ニ闇スル件大臣ノ訓令ノ趣旨常ニ反覆指示ヲ怠ルヘカラサルコト

二十四 手帖報告様式記載例等無用煩細ノ方式ハ之ヲ廢スルコト

以上ノ外諸種ノ事項ニ涉リテ指示又ハ協議シタル其ノ重ナルモノヲ抽出ス

会期中野田長崎稅關長ハ閑稅法第二十四条ノ閑稅事務并ニ監視署ノコトニ付沿岸署ニ協議セリ

山口專売事務官モ亦出席シテ專賣法犯則者处分ノ義ニ付収稅官吏ノ心得方針ニ闇シ各署長ニ協議セリ

右通信ス

税務官吏服装之義ニ就テハ是迄屢々注意置候處、今般別紙之通り服装決定候ニ付規約ノ趣旨ヲ体シ官吏ノ体面ヲ失ハ  
サル様注意スヘシ

右内示ス

明治三十二年九月二十一日

横浜税務管理局長(齊藤重高)印

藤沢税務署長宇佐美次郎八殿

### 服装規約

#### 緒言

惟フニ衣冠ハ一國ノ典礼ニシテ且ツ一身ノ修礼ニ属スル團体及人心ノ表示ナリ、故ニ之カ正否ハ以テ國ノ文野ト官吏ノ品格トニ相闘シ、延テ政府ノ威信ト政務運営ノ消長ニ及フモ亦知ルヘカラス、是ヲ以テ洋ノ東西ヲ問ハス移換以テ時ノ宜シキニ隨ヒ古來時服ノ外別ニ朝服ノ制アル所以ナリ。

抑本邦衣冠ノ制タル維新以来專ラ洋制ニ模倣セシヨリ流俗薄ク時服ニ傾キ、在朝ノ風姿亦亂雜ヲ極ム、本官夙ニ太タ之ヲ概ス、夫レ神州ハ古來勇武ニシテ且礼節アルノ國ヲ以テ坤輿ノ間ニ立ツヤ久シ、故ニ衆庶ハ以テ其ノ威ラ仰ク所<sup>シ</sup>ナリ、顧ルニ先進各國ノ如キ亦決シテ本邦今日ノ如キ風姿ニ非ラサルヤ明カナリ、而シテ今ヤ既ニ列強各國人民ハ國內周ク雜居ラ為スニ於テラヤ、豈一日モ非礼怠弱ノ風貌ヲ以テ接スヘケンヤ、仮令官之ヲ設ケサルモ時勢ノ推移ニ伴ヒ宜シク自ラ進シテ茲ニ斷然一定ノ服ヲ制シ、税務官吏ノ風紀ヲ刷新シ、内ハ以テ其ノ心ヲ正フシ益忠順ニシテ勤勉廉潔ノ風ヲ養ヒ、外ハ以テ衣冠ヲ正フシテ胆視ヲ尊ブシ、社会ノ人民ヲシテ苟モ法權ノ所在タル官衙及官吏ニ對シ恭順ノ心事ヲ以テ之ニ應セシメントスル所以ナリ、在職ノ諸賢請フ此ノ意ヲ体セラレンコトヲ

### 服装規約

#### 服装規約

第一条 本局内ニ職ヲ參スル税務官吏公務ヲ執行スルトキハ本規約ヲ遵守シ、必ス別表ノ被服ヲ着用スルモノトス  
但シ調製費用ハ各自ノ負担トス

第二条 課署長ハ部下ノ税務官吏ヲシテ常ニ本規約ヲ遵守スヘキコトヲ監督スルヲ要ス

第三条 税務官吏ハ毎月旅費俸給ノ一部以内ヲ貯蓄シ被服購入修繕ノ資ニ充ツルモノトス

但シ一人ノ貯蓄高十五円ヲ超過スルトキハ減縮スルコトヲ得

第四条 前条ノ貯蓄ハ各課署ニ於テ適宜ノ方法ヲ設ケ課署長之ヲ監督スルモノトス

第五条 屢員ハ当分ノ内適宜ノ洋服ヲ着用スルコトヲ得

(別紙)

### 税務官吏服装表

地質 紺若シクハ黒羅紗または綾羅紗、夏服ハセル地

衣 製式 「ダブリュウ」形製折襟胸二重左右下部ニ各一個ノ懸シヲ付ス、図ノ如シ(図略す)

鉢 包釦若クハ黒釦

袴 地質 前ニ全シ、夏服ハ白リンネル若クハ小倉

製式 普通

帽 普通黒山高帽子ノ類、但鳥打帽子ノ如キ種類ノモノヲ禁ス

129 明治32年10月 間接税官吏服制実施内達の件

主秘第三五三号

間接税ノ検査ニ從事スル官吏ノ服制々定方目下閣議へ提出中ニ付追テハ何分ノ義決定可相成候得共、先以御参考迄二別紙及御内達候、尤モ施行ハ三十三年二月一日ヨリトシ著給者ニハ多少被服料補給ノ途モ相開キタキ見込ニ有之候、此ノ段及内牒候也

明治三十二年十月三十日

大蔵省主税局長日賀田種太郎 印

〔以下制服図は史料134と同じに付省略〕

(平1 札幌 104)

130 明治32年11月 収税官吏服制実施内牒の件

主秘第三六八号

収税官吏服制一定方ノ義ニ付過般來往々御報告ノ向キ有之候ニ付、本月三十日付主秘第三五三号ヲ以テ目下詮議中ノ義及御内牒タル義ニシテ、畢竟調製スルヤ間モナク再ヒ新調ヲ要スルカ如キ事無之様御注意迄三御内牒及ヒタル次第ニ付、右ニ御了承相成度、此ノ段得當意置候也

明治三十二年十一月十一日

大蔵省主税局長日賀田種太郎 印

函館税務管理局長勝田主計殿

追テ未タ調製ナキ分ハ確定ノ上新調相成候方ヲ希望シテ前日御内牒シタル次第三有之候也

(平1 札幌 104)

131 明治32年11月 間接税検査官吏服制制定につき注意の件

局收受第二三三号

明治三十二年十一月十八日

拝啓 間接税ノ検査ニ從事スル官吏ノ服制ノ事一、二ヶ月内ニハ定メラルベクト存候、該制大臣閣下ニ採決ノ時可成衣服ノ外形ハ厳メシク無之様トノ御示メシモ有之候、就テハ兼テ御施設有之候処ニ従ヒ常時ニ於ケル該官吏ノ精神及外部ノ行動モ自然右御趣旨ニ適ナヒ候様御注意尚更必要ノ事ト有候、先ハ右ノ事項御内知ニ入レ置度如斯候  
敬具

敬具

十月二十五日

勝田老台

日賀田

(平1 札幌 104)

勅令第十一号(官報一月二十日) 明治三十三年一月十九日

間接国税ノ検査ニ從事スル官吏ノ服制別表ノ通定ム

附則

本令ハ明治三十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
(別表)

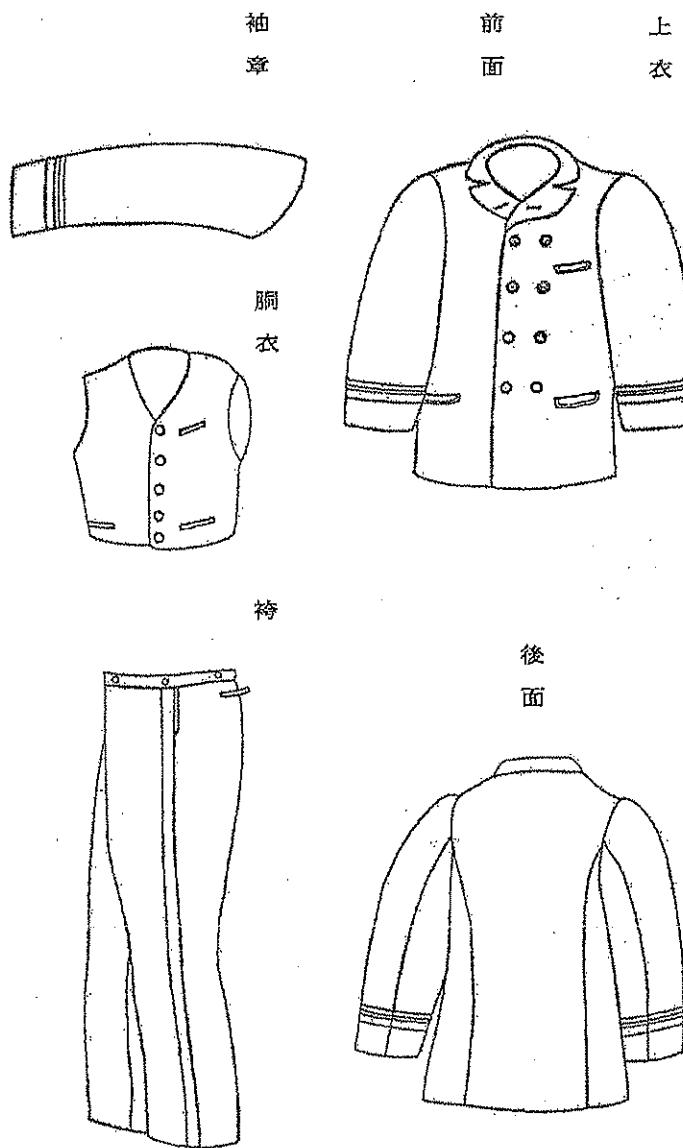
間接国税ノ検査ニ從事スル官吏服制					
正 上			間接国税ノ検査ニ從事スル官吏服制		
鈕 鉗	袖 章	地 質	鈕 鉗	袖 章	地 質
濃紺絨	背広折襟胸二重、図ノ如シ	幅三分幅二分黒線各一条線ノ間隙一分五厘、図ノ如シ	金桜花胸部二二行一行四箇、図ノ如シ	金桜花胸部二二行一行四箇、図ノ如シ	濃紺絨

服 夏			服						
衣 上			帽			袴		衣 脇	
鈕 鉗	袖 章	地 質	徽 章	製 式	地 質	側 製	地 質	鈕 鉗	地 質
上衣ニ同シ	上衣ニ同シ	上衣ニ同シ	上衣ニ同シ	上衣ニ同シ	上衣ニ同シ	長サ靴踵上ニ止ル兩股ニ物入各一箇ヲ付ス、図ノ如シ	幅五分黒線一条	金小形桜花一行五箇	上衣ニ同シ

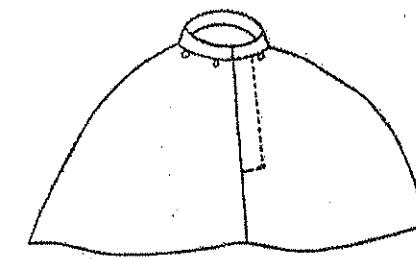
内形ニシテ黒革ノ眼庇及支革ヲ付シ両端各一箇ノ金桜花鈕鉗ヲ以テ留ム、図ノ如シ

金繡製桜葉五枚抱合セ中央ニ桜花一箇ヲ付シ帽ノ周囲ニ幅一分黒線各一条ヲ付ス線ノ間隙一分、図ノ如シ

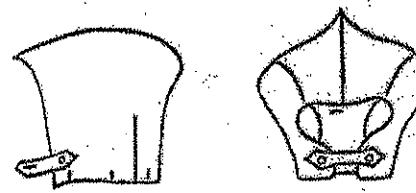
分幅一分黒線各一条ヲ付ス線ノ間隙一分、図ノ如シ



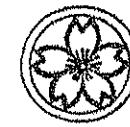
雨 覆	衣 雨		套 外			服 夏				
	製 式	地 質	鈕 釦	袖 章	製 式	地 質	帽 製 式	袴 側 製 章 式	衣 地 胸 鈕 釦	袴 地 質
濃紺絨、図ノ如シ	立襟、隠シ鈕釦、長サ手甲ノ隠ルルヲ度トス	正服二重、図ノ如シ	金桜花胸部二二行一行六箇後部二八箇ヲ付ス、図ノ如シ	正服二同シ	折襟胸二重、図ノ如シ	正服二同シ	正帽三白布ヲ蓋フ	正服二同シ	正服二同シ	正服二同シ



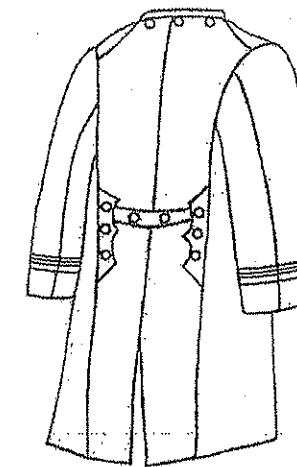
雨衣



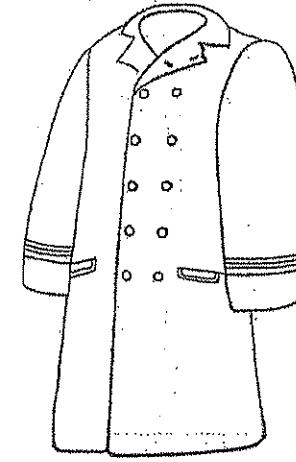
雨覆



鉤



前面



背面  
外 套



徽章



帽

達第七号

各税務署

間税ノ検査ニ從事スル官吏ニシテ勅令ニ定ムル制服ヲ着用スルモノハ左ノ服装心得ヲ厳守スベシ

明治三十三年一月二十日

横浜税務管理局長齊藤重高

印

間税官吏服装心得

服装ハ左ノ各項ニ依ルベシ

- 一 シヤーツ、襟、カフ、及執務ノ時手袋ヲ要スルトキハ白色ヲ用ヒ、襟飾ハ黒色ヲ用フベシ
- 二 制帽ハ端正三冠威シ偏倚スベカラズ
- 三 制帽ノ締革ハ腮部ニ懸クルノ外他ニ移スヘカラズ
- 四 被服ハ常ニ清潔ニスヘシ
- 五 室内執務ノ場合ノ外上衣並ニ外套ノ鉢釦ハ正シク嵌ムヘシ、且鋪ヲ生セシメサル様注意スヘシ
- 六 執務ノトキハ上衣ノ襟ハ常ニ折ルヘシ
- 七 雨雪ノ外執務中畳闇頭巾ヲ着スヘカラズ
- 八 雨雪等ニアラサルトキ袴ノ上ニ長靴ヲ穿クヘカラズ
- 九 頸巻ヲ用フヘカラズ
- 十 外套ハ室内ニ於ケルトキハ脱スヘシ
- 十一 執務中殊ニ外見多キ場所ニ於テ衣袴ノ「ポケット」ニ手ヲ入れ或ハ柱其ノ他ニ倚掛ル等ノ如キ粗漫ノ姿勢ヲ為スヘカラズ
- 十二 臨檢等ノ場合ニ於テ扇ヲ用ユヘカラズ
- 十三 制服ヲ着シタルトキハ傘ヲ使用スヘカラズ

(昭52 東京 1)

134 明治33年1月 間税官吏服装心得励行の件

訓第一号

各税務署

本月十九日勅令第十一号ヲ以テ間税ノ検査ニ從事スル官吏ノ服装ヲ制定セラレタルヲ以テ、別ニ服装心得、礼式心得等ヲ制定セリ、惟フニ此ノ制ヲ定メラレ國家ニ縁由アル微章ヲ付セラレタルモノハ法律ニ定メタル職權アル主任官吏ガ正当ニ其ノ職務ヲ執行スルコトヲ一般ニ表明シ、自他ノ便宜ヲ計ルノ旨趣ニ出テタルモノニシテ、敢テ威柄ヲ示スガ為ニアラズ、故ニ之ヲ着用スルモノハ常ニ國家的精祿ノ涵養ニ努メ制服其ノモノヲ敬意シ益々忠順ニシテ廉潔ノ風ヲ養ヒ、内外ニ涉リテ儀礼ヲ修メ溫容ヲ保チテ敢テ致テ迫ラザルヲ憲要トス、各自其ノ旨趣ノアル処ヲ篤ク服装シ服装及礼式ノ心得ヲ嚴守励行シ應モ非礼情弱ノ風姿ナキヲ期スヘシ

明治三十三年一月二十日

横浜税務管理局長齊藤重高

(昭52)

東京一

135 明治33年1月 間税官吏礼式心得の件

達第六号

間税ノ検査ニ從事スル官吏ノ礼式心得左ノ通相定ム

明治三十三年一月二十日

各税務署

横浜税務管理局長齊藤重高

印

間税ノ検査ニ從事スル官吏ノ礼式心得

第一条 間税ノ検査ニ從事スル官吏制服ヲ著シタルトキハ本式ニ依リ礼式ヲ行フモノトス

第二条 職務執行ノ為メ止ムヲ得サル場合ノ外上官ニ對シテハ礼式ヲ行ヒ、上官ハ之ニ答礼シ、同班ハ互ニ礼ヲ為ス  
(シ)

第三条 室内ニ於ケル礼式ハ礼ヲ受クヘキ人ニ對シ正面シ姿勢ヲ正ウシ両手ヲ垂下シ其ノ眼ニ注目シ体ノ上部ヲ少  
シク前ニ傾クルモノトス。

第四条 室外ニ於ケル礼式ハ礼ヲ受クヘキ人ニ對シ姿勢ヲ正フシ右手ヲ拳ケ五指ヲ伸シ掌ヲ左方に向ケ諸指ヲ接シ食

指ト中指ヲ帽底ノ右側ニ当チ、左手ヲ垂下シ其ノ眼ニ注目スルモノトス

但シ雨中頭巾ヲ被リタル場合モ亦之ニ準ス

第五条 天皇陛下 皇后陛下 皇太子殿下 皇太子妃殿下及皇族ニ奉対シテハ停歩正面シテ直立シ両足ヲ整へ右手ニ

帽ノ前庇ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ケ帽ノ内部右股ニ對セシメ、左手ヲ垂下シ頭ヲ垂レ体ノ上部ヲ前三傾ケ最敬礼ヲ行

フヘシ

第六条 外國ノ皇帝皇后皇族及大統領同夫人ニ於ケルモ亦前条ニ依リテ最敬礼ヲ行フヘシ

第七条 天皇奉祝ノ奏樂ニ接スルトキ着帽ノ場合ニハ之ヲ脱シ其ノ他相當ノ敬意ヲ表スヘシ

第八条 軍旗ノ通過ニ際シテハ前条ニ準スヘシ

第九条 稅務管理局及稅務署高等官ニ逢フトキハ停歩シテ礼式ヲ行フヘシ

第十条 執務ニ際シ他ノ高等官ヲ聽ムルトキハ前条ニ準スヘシ

但シ外國高官及外國人ニシテ帝国勳章ヲ佩用スルモノニ於ケルモ亦同シ

第十二条 同班相互ニ於テハ本式第五条ニ依ラスシテ輕ク右手ヲ拳ケ諸指ヲ伸シ帽底ニ触レテ礼ヲ為スヘシ

第十三条 物品ヲ携帯シ相当ノ礼式ヲ行フ能ハサルトキハ礼ヲ受クヘキ人ニ注目シ体ノ上部ヲ少シク前へ傾ケ若一手  
ニ携帯スルトキハ右手ヲ帽ニ当ツヘシ

第十四条 内外人民ヨリ礼ヲ受ケタルトキハ之ニ相当ノ答礼ヲ為スモノトス

第十五条 営業主等ニ接スルトキハ適宜相當ノ礼ヲナスヘシ

第十六条 室内ニ於テハ帽ヲ脱スヘシ

136 明治33年2月 服装規約追加の件

牒第五二号

密年九月十二日付庶乙第二七六九号ヲ以テ局長ヨリ内示相成候服装規約中左之通追加可成候間、依命此ノ段及内牒候也

明治三十三年二月九日

藤沢税務署長宇佐美殿

第一条第一項

税務署長及本局々員税務ノ監督又ハ監督補助トシテ出張スルトキハ「フロクコード」又ハ黒色「モーニングコート」ヲ着用スルコトヲ得

(昭52 東京)

137 明治33年4月 間接国税検査官吏被服費補給規程制定の件

第八二二号 局收受第三七〇号

明治三十三年四月十二日

間接国税検査官吏被服費補給規程左ノ通相定メ明治三十三年度ヨリ施行ス

明治三十三年四月九日

大蔵大臣伯爵松方正義 印

〔別紙〕

第一条 常務トシテ間接国税ノ検査ニ從事スル税務属ニシテ九級俸以下ノ者ニハ一年度間十五円以内被服費ヲ補給ス

第二条 前条ノ補給額ハ管理局長之ヲ定メ届出ヘシ

第三条 新ニ第一条ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ補給シ、第一条ノ規定ニ該当セサルニ至リタルトキハ其ノ日マテ補給ス

第四条 第四条 補給額異ナリタルトキハ其ノ翌日ヨリ補給額ヲ増減ス

第五条 転勤ノトキ後任序ニ於テ第一条ノ規定ニ該当スル事務ニ從事スルトキハ転勤発令ノ翌日ヨリ補給ス

前項ノ場合ニ於テ同一管理局管内ノ転勤ナルトキハ打切計算ヲ為サズ

第六条 補給額ハ之ヲ四分シ六月、九月、十二月、三月ノ末日（休日ニ當ルトキハ終上ク）ニ支給ス、但シ第一条ノ規定ニ該当セサルニ至リタルトキハ其ノ際支給ス

第七条 日割計算ノ場合ニ於テハ月割額ニ依リ其ノ月ノ現日数ニ応シ支給ス、但シ一ヶ月以上ナルトキハ其ノ月數ニ対シテハ月割額ヲ支給ス

138 明治33年4月 服装規約附屬税務官吏服装表中改正の件

内訓第一号

各課

各税務署

服装規約附屬税務官吏服装表中左ノ通更正ス

右内示ス

明治三十三年四月二一日

横浜税務管理局長齊藤重高印

- 一 衣製式帽圖ノ如シノ下「夏ハシングル形ヲ用フルコトヲ得」ノ十四字ヲ加フ
- 一 帽ノ帽禁スノ下「夏ハペナマ風ノ夏帽ヲ用フルコトヲ得」ノ十三字ヲ加フ

(昭52 東京 1)

139 明治33年4月 服装規約第三条は間税の検査員にも依然適用の件

内訓第三号

税務署

服装規約第三条ハ間税ノ検査員ニモ依然適用ス

右内示ス

明治三十三年四月十三日

横浜税務管理局長齊藤重高印

(昭52 東京 1)

140 明治33年4月 間税官吏被服補給規程制定の件

達第七九号

税務署

間接国税ノ検査ニ從事スル官吏被服補給規程左ノ通り相定メ、明治三十三年度ヨリ施行ス

明治三十三年四月二十五日

横浜税務管理局長齊藤重高印

間接国税ノ検査ニ從事スル官吏被服補給規程

第一条 常務トシテ間接国税ノ検査ニ從事スル税務属ニシテ九級俸以下ノモノハ被服費補給トシテ左ノ金額ヲ支給ス  
九級俸ヲ受クルモノ 一年度間 金十円  
十級俸ヲ受クルモノ " 金十三円  
十四円以下ノ俸ヲ受クルモノ " 金十五円

第二条 新三第一条ノ規定ニ該当スルニ至リタルモノハ其ノ日ヨリ補給シ、第一条ノ規定ニ該当セサルニ至リタルト

キハ其ノ日マテ補給ス

第三条 换給額ノ異ナリタルトキハ其ノ翌日ヨリ補給額ヲ増減ス

第四条 転勤ノモノニシテ第一条ノ規定ニ該当スル事務ニ從事スルトキハ転勤發令ノ翌日ヨリ補給ス、但シ本局管内

転勤ノモノハ打切計算ヲ為サス

第五条 補給額ハ之ヲ四分シ六月、九月、十二月、三月ノ末日(休日ニ當ルト)ニ支給ス、但シ第一条ノ規定ニ該当セサ

ルニ至リタルトキハ其ノ際支給ス

第六条 日割計算ノ場合ニ於テハ月割額ニ依リ其ノ月ノ現日数ニ応シ支給ス、但シ一ヶ月以上ナルトキハ其ノ月數ニ

対シテハ月割額ヲ支給ス

(昭52 東京 1)

141 明治33年4月 間税事務講習に際し日賀田主税局長演説の件

税第一四号 五月三日

庶務第三二七号

鑑ニ當局ニ於テ間税検査員ヲ召集シ技術ニ關スル講習ヲ為サシタル際日賀田主税局長臨場演説セラレ候處、税務上

参考ニ資スヘキ廉頤ル多キヲ認メ候条、印刷ニ付シ別紙一部及御送付候也

明治三十三年四月十三日

東京税務管理局長 櫻井鉄太郎

郡山税務管理局長小林重殿

[別紙]

主税局長演説ノ大要

道回當局ニ於テ間税事務講習ノ舉アルニ方リ平素想ヒ付キタルニ、三ノ点アルヲ以テ各員ノ参考迄ニ茲ニ一言ヲ繕話セントス

抑モ吾邦租税ノ制度ハ實ニ近來ノ發達ニ屬スルモノニシテ維新以來漸ク發達ノ途ニ上リタルモ未タ完全ノ域ニ達シタルニアラズ、現今尚進歩ノ途中ニ在ルモノト云フヘシ、就中間税ノ如キハ近時ニ於ケル財政上ノ必要生シタルト、又彼ノ改訂条約実施ノ結果租税ニ関スル帝國自主権ノ回収ト共ニ、今ヤ殆ント完全ナルニ至レリ、凡ソ間接税ノ多數ハ、関税ト密接ノ關係アルモノニシテ、終始其ノ連絡ヲ共ニセサルヘカラサルモノナルニ、從来未タ其ノ目的ニ達セス、平素遺憾ニ覺ヘシガ、近時ニ至り漸ク之ガ一致ヲ見ルニ至レリ、例へハ酒造税法ニ於テ酒精ノ五十度ヲ超過スルモノハ、一度ヲ加フル毎三税額一円ヲ増スノ規定ハ彼ノ關稅法ニ於ケル從價二倍半ノ稅率ニ比シ互ニ衡保ツモノニシテ、又彼ノ葉煙草ニ對スル輸入税十割ノ稅率ハ政府ノ經營ニ屬スル葉煙草專売ノ事業ト相俟テ、其ノ効力ヲ完カラシムモノナリ、夫レ此ノ如ク吾邦租税ノ制度モ漸ク其ノ發達ノ緒ニ就キ将来益々進歩ノ域ニ達セントス、此ノ際租税ノ行政ニ從事スルモノハ大ニ是等ノ点ニ注目シテ之ガ研究ヲ為サブルヘカラズ、故ニ間税ノ事務ニ從事スル各員ガ茲ニ課税物件ニ關シ研究ヲ為スヘ最モ必要ノコトナリト信ス

過般税務管理局ニ技手ノ設置アリテヨリ技手ノ職務ト檢稅ノ事務トハ明カニ区別サル、コトハナリ、即チ課税物件ノ性質ヲ調査シ其ノ如何ナルモノナルヤラ確定スルハ専ラ技手ノ職務トナス所ナレトモ、各員ノ如キ間税ノ事務ニ從事スル者ハ亦大ニ技術的ノ研究ヲ為シ置クヘキ必要アリ、何トナレハ酒類ノ如キ從來ノ米ノミヲ原料トセルモノニ止マ

ラス其ノ他異種ノ酒類モ製造セラル、ニ至ラントスル今日ナレハ、技術上之カ製造ノ理ヲ究メ、一般ニ課税物件ニ付テ研究ヲ遂ケ置クハ最モ必要ノコトナラン。

唯リ税法ノミナラス之ニ付隨スル諸種ノ法律モ今ヤ漸次改正セラレ、彼ノ間接国税犯則者処分法ノ如キ先般已ニ議会ノ協賛ヲ経タルヲ以テ必スヤ早晚發布セラル、コトハ信ス、之ニ付テ一言スヘキハ抑モ此ノ処分法ナルモノハ一ノ私和処分ニシテ、司法処分トハ明カニ區別サルベキモノナリ、然ルニ從来其ノ適用上多少司法処分ニ類スルカ如キ氣味ナキニアラス、局外者ノ間ニ於テモ宛カモ彼ノ警察ニ於ケル違警罪即決例ノ如クニ観察スルモノアレトモ、之レ大ニ然ラス、蓋シ違警罪即決例ナルモノハ当事者ガ司法裁判所ノ判決ヲ需ムルニ先タチ、必スヤ先ツ即決処分ノ言渡ヲ受ケサルヘカラス、然レトモ問税犯則処分ニ至リテハ其ノ通告ニ応スルト否トハ一二關係者ノ任意ニ在リ、之レ其ノ司法処分ト趣ラ異ニスル所以ナリ、此ノ処分法ニ付テハ目下頗ル研究ヲ為シツ、アル所ナルカ、外國ニ於ケル犯則者处分ノ実況等ヲ聞クニ其ノ制度タル甚ダ簡ニシテ又タ實際上頗ル便利ニ行ハレ、敢テ錯雜ヲ生シ議論ニ貰ルカ如キコトナシトイベリ、曩ニ外國ニ派遣セラレタルハ税關員ノ調査ニ依ルモ、関稅ニ闕スル犯則処分ノ規定ハ森林道路等ノ犯則処分ニ闕スル規定ト共ニ同一法律中ニ規定セリ、本邦ニ於テハ關稅並ニ間接稅ニ闕スル犯則処分法ハ今ヤ殆ント同一ノ規定トナレルモ尚未タ其ノ法律ヲ異ニセリ、然ルニ外國ニ於テハ之等ノ規定ハ已ニニシノ法律ニアラスシテ、凡ニ從ハサルコト、為スヘキコトヲ為サブルコト等ノ場合ニ於テハ何レモ犯則者ノ尋問ヲナサス、主任官吏ハ直チニ其ノ顛末ヲ錄取シ、之ヲ予メ不動文字ヲ印刷セル一定ノ用紙ニ記入シ、別ニ本人ヲシテ記名セシムル等ノコトナク、直チニ關係ノ部長ヲ經テ税關長ニ差出シ、税關長ハ一覽ノ上之ニ記名シ直チニ之ニ通告書ヲ交付シテ、何某ノ何日ノ行為ハ税法第何条ニ該ルハ別紙書面ノ通リニシキ何円ノ罰金ニ相當スル金額ノ納付ヲ要ス、依テ之ニ同意ナキトキハ何

日迄ニ之ヲ當庁ニ納メラルベシトノ通告ヲ為ス、此ノ場合ニ犯則者ノ方ニ於テハ態々裁判所ニ出テハ公然處罰ヲ受クルノ累モナク、又犯罪ニモ至ラス前科ノ一トモ數ヘラレサルガ故ニ、進ンテ直チニ金圓ヲ納完スルカ如キ最モ簡便ナル手続ナルガ如シ、想フニ間接稅ニ闕シテモ尚之ト同一ノ取扱ニ出ツルナラン、其ノ他尚参考ニ資スヘキモノ少ナカラサルヘキカ故ニ、過日松本司税官ヲ白耳義ニ派遣シ、是等税法改良上諸般ノ取扱ヲ為サシムルコト、ナレリ、而ルニ現今吾邦ノ取扱方ハ更ニ前述ノ如クナラス、必ス一応本人ノ面前ニ於テ調書ヲ作り之ニ記名セシメサレハ安ンゼナルノ風アリ、何トナレハ外國ノ例ノ如ク獨リ主任官吏ノミニテ事実ヲ錄取シ、犯則ノ書面ヲ作ルコト、ナストキハ吾邦ニテハ一方ニ於テ官吏カ自己ニ勝手ナル記載ヲ為シ、又或場合ニ於テハ書面中ニ何ヲ書クカ分ラヌト云フカ如キ疑惑ヲ懷クモノモアリテ、多少手続ノ煩ハシキ嫌ハアルモ、尚從前ノ如ク本人ノ面前ニ於テ調書ヲ作ラシムル方安全ナラントノ説ヲ為スモノモアリ、我邦今日ノ民度ニテハ未タ悉ク外國ノ例ノ如クナル能ハスト雖モ、漸次税法ノ改良發達ト共ニ人民ガ官ニ対スル心服ノ度モ一層ノ深キヲ致シタル場合ニハ、此ノ外國ノ例ヲ採ルハ頗ル適當ナラント想ヘリ

間税犯則処分ノ取扱上ニ就テハ尚改良スヘキ点ニ、三アリ、從來犯則ノ調書ヲ見ルニ往々違犯者カ前ニモ曾テ違犯ノ処分ヲ受ケシコトナキヤ否ヤラ尋問セルモノアリ、之等ハ処分上何等ノ關係ナキコトニシテ畢竟無用ノ取調ナラン、又時トシテハ犯則ノ行為ヲ咎ムルコト頗ル嚴ニ違犯者ヲ叱責スルカ如キ尋問ノ条項ヲ見ルコトアリ、之亦処分上不要ノコトノス、或ハ強チ本人ラシテ犯則ノ尋問ニ屈服セシメ無理ニ犯則ノ事実ヲ認メシムルカ如キ傾キアル、之皆從來ノ風習ニ基クモノ多カルベシト雖モ決シテ宣シカラズ、須ラク改良ヲ加フヘキノ点ナラン、尚此ノ処分法ノ取扱上ニ付テハ専ラ手続ノ敏活ヲ期シ無用ノ手数ヲ省略スルコトニ注意セバ、追々其ノ弊モ避ケ得ヘキコトナラント考フ制服ニ付テモ一言ヲ要スルモノアリ、此ノ服制ノ実施ニ付テハ多年間各管理局長ト共ニ予ノ希望セル所ナリシガ、只

其ノ施行ノ困難ナルヨリシテ不得止躊躇セシ次第ナルモ、今ヤ已ニ其ノ期熟シ遂ニ今回実施セラル、コトハナレリ、此ノ制服三付テモ各員ハ少シク間税検査ナル職務ノ何タルヤラ玩味シ考究スヘキモノアリ、何トナレハ間税ノ事務ハ直税ト異ナリ、専ラ事実ノ發生ニ基キテ税ヲ課スルモノナルカ故ニ序外ニ於テ執務スルコト其ノ多キニ居リ、加之間税ノ検査ナルモノハ能ク其ノ系統脈絡ヲ糸ドキハ査定以外ニ所謂間税ノ監視ヲモ含メルモノニシテ、即査定ハ單ニ課税物件ノ數量ヲ確定シ、監視ハ其ノ數量ヲ定ムルト同時ニ課税物件ノ脱逸ヲ監視スルニ在リ、而シテ這般間税官吏ノ服制ヲ定メラル、ニ当リ、大蔵大臣ガ閣議ヲ請ハレタル要領ノ一ハ已ニ内地難居ニモ至リタル今日ニ当リ間税ノ監視即間税警察ノ職務執行上世人一般ニ對シテ其ノ官吏タル品位ヲ保タシメンカ為メ、一ハ又序外ニ於ケル執務ノ便ヲ与ヘンカ為メニ服制々定ノ必要アリト云フニアリ、故ニ将来益々堅ク此ノ趣旨ヲ服膺セラルヘキモノナリ、尚又此ノ制服ニ付テハ余リ威儀マシカラシメサル様施行ノ際特ニ各税務管理局長ニモ協議スヘキ旨申セラタルコトアリ、制服ハ外形上動モスレハ人民ヲ感服セシメ、彼等ヲシテ兔角外形ノ端族ナルニ畏縮セシムルカ如キ慎キヲ生シ易シ、之レ尊敬ノ念ヲ生シテ此ノ人ノ為スコトナラハ間遙ヒナカルヘシトテ信憑ノ度ヲ加ヘ、其ノ行為ニ對シテハ毫モ疑ヲ挿マス、安ンシテ其ノ命ニ服従スルニ至ラシムルヨソ、實ニ服制々定ノ要旨ナラント信ス、之ニヨリ猥リニ威儀ヲ逞シテラニ倨傲ナルカ如キハ、實ニ間税官吏タルノ体面ヲ損シ信ヲ人民ニ保ツ所以ニアラサレハ能ク其ノ辺ニ注意シ、苟クモ服制ノ趣旨ヲ誤ラサル機注意セラルヘシ。

尚一言ヲ要スルハ間税事務ニ付從来往々誤解ニ陥リタルコトナキヤノ一事ナリトス、即往々税務ハ獨立スヘシ、税務ヲ励行スヘシト云ヒテ、税務ト云ヘハ殆ント監視事務即間税警察事務ニ限ルカ如ク狹義ノ意味ニ解シ頻リニ其ノ励行ヲ唱フル者アリ、曰ク或ル時水害起リ交通自由ナラサルトキニ当リ徵税令書ハ舟ニ乗リテ之ヲ配付シ期限ヲ誤ラサル

様取計ヒタリ云々ト、予ハ斯ル天災ニ際シ各人ガ狼狽困難スル場合ニ於テ斯クマテ励行スト云フハ決シテ其ノ当ヲ得タリト云フヘカラサルコトヲ信ス、又試ニ一例ヲ挙ケンニ或検査員カ村落ニ於テ濁酒密造ノ犯則ヲ検挙シツヘアリシニ、物珍敷ク頑是ナキ兒童ノ傍観スルモノアリ、自家ニモ此ノ類ノモノアリト告クルモノアリタランニハ検査員タルモノ此ノ際如何ニ之ニ処セントスルカ、予ノ見ル所ヲ以テスレハ今直チニ之ヲ検挙スルガ如キハ甚タ面白カラサルコトナリ、若シモ漫ニ責任ナキ兒童ノ言ニ憑リ之カ取調ヲ為サンカ、審ニ頑是ナキ兒童カ其ノ父兄ニ叱責セラレテ終生怨恨ヲ遺スノミナラス、犯則者モ亦官吏ヲ怨嗟シ勤モスレハ其ノ無情ニ激スルカ如キコトナキヲ保セス、故ニ之等ノ場合ニ於テ取調ノ必要アリトセハ、宣シク端緒ヲ更メテ別ニ正當ノ手続ヲ進行スルヲ可トス、即チ予ノ所見ヲ以テスレハ税務ノ執行ハ一切容赦ナク励行スルコトヲ以テ本旨トナスモノニアラス、其ノ分掌ニ依リ執務ノ階段ニ従ヒ各員ノ見計ヒニヨリ適宜ノ措置ヲナスヘク、要ハ奇法規ノ示ス處ニ従ヒ範囲ヲ脱逸セス、又規定以内ニ退縮セサルニアルノミ

今ヤ改訂条約ノ実施セラル、ニ当リ一方ニ於テ帝国ノ権利ヲ完全ニ回収シタルト共ニ、他方ニ於テ吾人ハ種々ナル責任ヲ有ス即條約実施ノ際ニ於ケル 詔勅ニハ綱紀ヲ振ヒ、治化ヲ施キ、内國運ノ隆昌ヲ致シ、外列国ノ交誼ヲ敦クスルコトヲ得タリ、而シテ 朕カ年来ノ宿望タル条約ノ改訂ハ規画ヲ悉シ、交渉ヲ累ネテ、竟ニ締盟各國ト妥協ヲ遂クルニ至ル云々トアリ、又公ニ奉スルニ厚キ臣民ノ深ク 朕カ意ヲ体シテ開國ノ國是ニ恪遵シ、億兆心ヲ一ニシテ普ク遠人ニ交リ云々トアルハ各員ノ親シク奉読セル所ナリ、抑モ条約改正ノ困難ナリシ原因ハ種々アレトモ、其ノ最モ見易キハ彼我風俗習慣ノ異ナルニト、即相互ノ感触ヲ異ニスルコトカ其ノ實際上ニ於ケル原因タリシナリ、此ノ風俗感触ノ差異ヨリシテ外人ヨリスレハ未タ十分ニ信用ヲ吾國ニ繋ケリト能ハス、常ニ安ンセサルノ風アリシガ、今ヤ其ノ感触モ和キ、布カレタル治化ノ厚キニ依リ、張ラレタル綱紀ノ汎キニ依リ、茲ニ改訂条約ノ実施ヲ見ルニ至レリ、

而シテ今後此ノ改正案約カ果シテ平穩ニ行ハレ行クヤ否ヤハ吾々ノ最モ注意セサルヘカラサル所ニシテ、帝国ノ官吏タル吾々特ニ稅務ニ從事スルノ官吏ハ能ク此ノ内外ノ事情ヲ察シテ彼等外人ヲ心服セシメ、帝國官吏ノ行為ニ對シテ疑惧ノ念ヲ懷カシメサルノミナラズ、總テノ外人ヲシテ帝國ノ全體ニ對シ安心事ニ從フノ境ニ至ラシメサルヘカラズ、從来我カ日本ノ風習トシテ太々外人ノ了解セサルコト多ク、為メニ屢々紛糾ヲ招クコトアリ、之カ卑近ノ例ヲ示セハ元來吾邦ノ役所ハ秩序ヲ重ンジ事務ノ取扱方確実ヲ旨トスルヨリ、從子之三付帶シテ生スル不便ノ廉モ少ナカラズ、動モスレハ所謂杓子定規ニ流レ、理屈ニ拘泥シ、或ハ分掌ヲ争フカ如キコトアリ、之レ益シ外人ノ最モ了解ニ苦ム所ナリ、蓋シ一人ノ官吏一己ノ分掌ヨリスレハ其ノ職分ヲ全フセルモノト云フヲ得ヘキモ、一方ニ於テ各部ノ連絡完全ナラサルカ故ニ結局全部ニ對シテ事務ノ沮碍ヲ來シ、不便ヲ醸スノ基トハナルナリ

前述セル事項ノ如キハ向後追々諸種ノ方法手段ニヨリテ細密ナル研究ヲ遂ケ、事務執行上ノ目的ヲ統一シ、之ガ手続ヲ明カニシ、事務ノ区域ヲ定メ、而シテ之ヲ行フニハ其ノ適実ヲ得併セテ人民ノ信憑ヲ全クシ、進ンテ稅務ノ体面ヲ改メ、帝國稅法ノ綱紀ヲ擧ケルコトハニ各員ノ研究ニヨルコトヽ信ス、尚将来益々一般稅務官吏ノ品操ヲ高メ、其ノ風紀ヲ高尚ニシ、人民ヲシテ自然ニ尊慕ノ念ヲ増サシメンコトハ各員ト共ニ亦予ノ希望ニ堪エサル所ナリ

(昭44 仙台 48)

142 明治33年5月 間税官吏法廷内は脱帽の件

内訓第五号

各稅務署

間税ノ検査ニ從事スル官吏証人等トシテ裁判所ノ召喚ヲ受ケ出廷スルトキハ制服ヲ着用スヘキハ勿論、訟庭内ニ於テハ脱帽スルモノトス

右内示ス

明治三十三年五月二十四日

横浜稅務管理局長者藤重高

(昭52 東京 1)

143 明治33年6月 間税検査官吏被服費補給の件

局長訓甲第三九号 明治三十三年六月一日

間税検査官吏被服費補給ノ件

間税課  
庶務課  
稅務署

間接国税検査官吏被服費補給額左ノ通り相定メ明治三十三年度ヨリ施行ス

年 月 日

局 長

九級俸

144 明治33年6月 間接国税検査官吏被服費補給規程の件

被服費補給之件各署へ通牒按伺

按

間接国税検査官吏被服費補給規程別紙之通大蔵大臣ヨリ令達有之候条及通牒候也

明治三十三年六月

局長

〔別紙〕

第一条 常務トシテ間接国税ノ検査ニ從事スル稅務屬ニシテ九級俸以下ノ者ニハ、一年度間十五円以内被服費ヲ補給ス

第二条 前条ノ補給額ハ管理局長之ヲ定メ届出ヘシ

第三条 新ニ第一条ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ補給シ、第一条ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ日マテ補給ス

第四条 補給額異ナリタルトキハ翌日ヨリ補給額ヲ増減ス

第五条 転勤ノトキ後任序ニ於テ第一条ノ規定ニ該當スル事務ニ從事スルトキハ転勤差令ノ翌日ヨリ補給ス

前項ノ場合ニ於テ同一管理局管内ノ転勤ナルトキハ打切計算ヲ為サス

- 第六条 補給額ハ之ヲ四分シ六月、九月、十二月、三月ノ末日(キハ縦上ク)ニ支給ス、但シ第一条ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ際支給ス
- 第七条 日割計算ノ場合ニ於テハ月割額ニ依リ其ノ月ノ現日數ニ応シ支給ス、但シ一ヶ月以上ナルトキハ其ノ月數ニ対シテハ月割額ヲ支給ス

(平1 札幌 107)

145 明治33年7月 内地雜居につき稅務執行上内外国人ニ遺憾なきよう注意の件

麻乙第二二二九号

多年ノ問題タリシ改正條約ハ今ヤ既ニ実施セラレ領事裁判権ノ撤去ト同時ニ内地雜居ノ状態トナリ、而シテ政府ハ之ヲ為メ夙ニ條約実施準備委員ヲ設ケ周到ナル調査ヲ遂ケ、今回畏クモ總範ナル詔勅ノ煥発トナリ、或ハ内閣ノ訓令トナリ、或ハ主管大臣ヲ始メ次官局長ノ訓諭トナリ、我稅務海事漸ク將サニ多事ナラントス、諸君ノ内外人ニ對シ執ルベキ事務ノ方針ハ幸ニ開局以來載セテ服務心得ニ瞭然タリ、惟フニ賢明ナル諸君ハ常ニ其ノ任務ノ重大ナルコトヲ服膺セラレ、稅務執行上敢テ遺憾ナキヲ期セラル、ハ信シテ疑ハサル所ナリ、然レトモ職三其ノ局ニ當ルモノハ自今一層詔勅及訓令ノ趣旨ニ厚ク注意ヲ置カサルヘカラス、凡ソ訓令ノ要ハ實踐躬行ヲ、主トス、故ニ其ノ実ナキニ於テ八千百ノ訓令アルモ更ニ其ノ詮ナカルヘシ、蓋シ之カ實行ノ順序ハ第一之ヲ下僚ニ同時ニ同一ノ方法ヲ以テ其ノ事体ニ從ヒ伝告スルニアルト、第二平素ノ監督上之カ成績ヲ徵ストニ有之、第三局署間ノ報若ヲ敏捷ナラシメ緩急ニシ諸般ノ施設ニ便ナラシムル等是ナリ、如此ニシテ内部改良ノ方法秩序整然相立チ、氣脈一貫スルニ於テハ改正條約

等ニ閣シ殊更本局長ノ訓令ヲ待タスシテ完全ナル税務ノ発達ヲ企図スルヲ得ルハ勿論、内外国人ヲシテ遺憾ナカラシ  
ムルニ庶幾カラシ歟  
依命此ノ段内牒候也

明治三十三年七月二十七日

藤沢税務署長内田清雄殿

庶務課長梅津 遼 団

追テ別紙ハ在帝国米国公使ノ其ノ国人ニ対スル訓告ノ翻訳ニ有之、為御心得及副牒候也

〔別紙〕

日本国ニ於ケル北米合衆國人民ニ与フル注意書

北米合衆國ト日本國トノ間ニ締結シタル新条約ハ本月十七日ヨリ実施セラレントスルニ際シ、其ノ事実ヲ在日本合衆國人民ニ告知シ併セテ各自ノ権利及利益ニ關シテハ日本國臣民ト同様ニ其ノ國ノ法律及規則ヲ遵守セザルベカラザル維新ノ条件ト義務トヲ負担スルコトニ対シテ催告セントス

日本国ニ於ケル合衆國領事厅ノ裁判權ハ本月十六日限り廃止セラルベシ、從テ合衆國人民ノ現時享有スル裁判權ノ一部又ハ附屬タル特權免除及特典ハ全然消滅ニ歸スルト同時ニ、該權ハ日本國裁判所ニ於テ之ヲ執行スルニ至ルベシ既ニ發布セラレタル 皇帝陛下ノ詔勅又ハ總理大臣閣下及各省大臣閣下ノ發シタル各種ノ訓令ハ總テ日本國臣民ノ之ヲ遵守スルト同様ニ、外國人モ等シク之ヲ遵守スルニ至ルヲ以テ、予ハ茲ニ在日本國合衆國人民ノミナラズ本國ニ於ケル人民ニ至ルマテ大ニ満足セントコロノ同意ヲ表スルモノナレバ、此等ノ義務ニ關シテハ合衆國民タルモノノ最モ高悦ニ感スルコトナルヲ以テ、日本國當キ若クハ其ノ臣民ニ対シテ少シモ不平ヲ抱クノ事状ダモ存スルコトナキヲ

確心スルナリ

又合衆國ノ人民ハ當時此ノ國民トノ關係ニ於テ其ノ行状ト行為ヲ以テ交誼ヲ有スル此ノ國民及其ノ法律・規則・慣習ノ愛重スルノ念アル事ヲ知ラシメ 皇帝陛下及政府ノ高官ニ因リ總テノ日本臣民ニ訓告セラレタル懇切・慎重・公平ナル取扱三酬フル為メニ其ノ相互ノ友情ヲ表明スヘシ  
合衆國ハ列國ニ先タチ日本國ト和親修好及通商条約ヲ締結シ、歲ヲ閱スルニ従ヒ兩國ノ交誼ヲ皇張増進セシヲ以テ在日本國合衆國人民タルモノハ各能ク其ノ本分ヲ守リ、本国人民ランシテ批議セシメザル様心掛ルコト必要ナリ

千八百九十九年七月十日

米國公使

アルフレッド・イーベツ

(昭52 東京 1)

記名調印

146 明治34年6月 間接国税検査官吏服制中改正の件

庶收第二二九九号ノ二

今般間接国税検査官吏ニ対スル服制中改正ノ件発令相成候ニ付テハ実施上ニ付左ノ事項承知セラレ度候  
一 短袴ハ脚胖着用ノ場合ニ限り着用ノ事  
右通牒候也

明治三十四年六月二十六日

東京税務管理局長田中國三郎 団

東金税務署長石川菊次郎

(昭56 東京 2314)

147 明治34年12月 営業者の倉庫及び製造場における間税官吏制帽着用の件

横乙第七九二四号

間税検査官吏酒類製造場内等ニ於テ脱帽セス云々民間往々唱スル者有之由、右ハ畢竟民間ニ於テ官吏礼式ノ作法ノ解セサルヨリ疑ラ有スル儀ト存候ニ付テハ、当業者集会等便宜ノ場合ニ於テ倉庫及製造場ハ室内ト認メサルコト、并ニ明治三十三年一月十五日達第六号間税ノ検査ニ從事スル官吏礼式心得ノ要略ヲ周知セシムル様相當御措置相成度、依命此ノ段及通牒候也

明治三十四年十一月二十一日

森山庶務課長 団

(昭52 東京 1)

三丹藤沢税務署長殿

148 明治36年1月 間税検査官吏の製造場などに臨むときは制帽、外套着用の件

乙秘第五一号

税務署長

間税検査官吏ノ製造場等ニ臨ムトキヘ製帽並ニ外套ヲ脱スルコトニ相成居ルヤノ趣ナルモ、右等ハ室内ト同視スヘキモノニアラス、隨テ礼式心得施行後ハ制帽並ニ外套ハ着用ノ儀ニテ可然、就テハ之カ更改ニ際シ當業主其ノ他一般人ニ於テ是等礼式ノ作法ヲ解セサルヨリ、或ハ脱帽セスナドノコトヲ唱ヘ多少非議スルモノナシトモ限ラサレバ、此ノ際税務署内人目ニ解シ易キ場所ヲ撰ミ礼式心得第一条・第三条・第四条・第十二条乃至第十五条ヲ掲示シテ民間ノ疑ラ解クノ便宜ト為スコトニ取計フベシ、但シ十五条ノ下ニハ一般ノ注意ヲ著キ易キ様適宜製造場等ハ室内ト同視ス、若シ夫レ前項ノ掲示ノミニテハ周知ノ便ラ欠クト認ムルニ於テハ、当該官吏ヨリ當業者ニ対シ一応口示スルモ亦可ナルヘシ

右内達ス

明治三十六年一月二十一日

熊本税務監督局長水越理庸 団

(昭59 福岡 95)

149 明治36年4月 間税官吏服制改正なきにつき夏服調製準備の件

訓乙第一一七号

間税官吏服制改正ノ義其ノ筋ニ於テ詮議中ノ處、差当り改正ノ義キ有之間敷ヤニ及闇候ニ付テハ、迨々夏期ニモ近ツキ候ニ付自然各自夏服調製ノ準備モ可有之ト認メ、為念此ノ段及内牒置候也

明治三十六年四月十四日

東京税務監督局長 印

税務署長殿

(昭56 東京 2169)

150 明治36年4月 旧式により調製した制服は着用に堪えるまで継続着用妨げなき件

経秘乙第一七号 明治三十六年四月十七日

須崎税務署長殿

丸龜税務監督局 印

間税官吏制服改正ノ件ニ付管内牒及靈候處、今般其ノ第ヨリ通牒ノ次第モ有之、改正勅令發布相成候トモ旧式ニシリ調製シタル制服ハ着用ニ堪ニル迄継続着用シ妨ケナキコトニ可相成カノ趣ニ候条、此ノ際被服ノ調製ヲ躊躇セサル様取計ラハレ度

右及内牒候也

(平9 高松 450)

151 明治36年4月 転勤職員の被服補給金転勤先へ引き継ぎの件

問第二〇〇号

税務署長

(平9 高松 450)

間税検査員服装検閲等ニ関スル内規中左ノ一項ヲ追加ス

東京税務監督局長 印

明治三十六年四月二十一日

第五項 間税検査員本局管内税務署へ転勤シタルトキハ被服補給金ハ転勤先税務署長ヘニシテ引継クヘシ

(昭56 東京 2169)

152 明治39年1月 間税官吏の服装は制式に違わざるよう注意の件

乙秘第三五号

税務署長

間税官吏ノ服装ニ付テハ予テ訓示ノ次第モ有之各自其ノ制式ニ達ハサル様注意ラ急ラサルヘキモ、外勤事務ノ繁忙ニ

連シ不知不識ノ間ニ不体裁ニ流レ易キ義ナルヲ以テ、特ニ斯ルコト無之様点検ノ際注意ヲ加フヘシ

右内示ス

明治三十九年一月十三日

(参照)

時ニ或ハ袖口（カフス）ヲ用キヌ又ハ色物ノ襦衣ヲ胸部ニ露出セルカ如キ、或ハ垢染ミタル黒色ノ襟（カラ）、又ハ胸襦衣ヲ装ヘルカ如キ者アル哉ニテ、稀ニ外部ノ風聞ニ接スルナシトスセバ、慎ムヘキコトナリ

(昭59 福岡 95)

乙秘第一三一六号

税務署長

昨年特別監視員当局二会合ノ節検査監督ニ際シテ通常用ユル所ノ各自ノ言語ヲ集メタルモノ内、機担当ニシテ常例トスヘキモノ左記ノ通探錄シ、仍心得トシテ二、三ノ要項ヲ付記シタルニ依リ為参考送付ス、該税官吏一同へ指示スル所アルベシ

右内達ス

明治三十九年十月一日

熊本税務監査局長

## 間税官吏言語の用例及其の他の心得

- 一 私へ税務監査局税務属某と云ふ者です。
- 二 私へ何々税務署の検査員ですが貴方営業主おきぎゅうですか
- 三 今日へ醸の熟成検査に来ました
- 四 直と藏内へ通ります
- 五 検査簿と帳簿は皆持て来て下さい
- 六 醸の臨時検査をしますから尺度など用意せよトセ
- 七 渡木と尺を御貸しなさい
- 八 第六号醸に櫻を入れて御覗れ

- 九 此の酒母は何号仕込に使用しますか
- 十 石数が足りませぬが汲出を誤ては困りませぬか
- 十一 断じて無いと言ふのやすか
- 十二 第八号仕込の醸は前の検査成績上より見ると今頃は泡引付の頭と思はるゝがヤダ泡が沢山ありますハドーシタ訳でしょ
- 十三 此の醸は「昨日検査の時迄は経過の良かつたのを今」其が又出来て居るがドーザしました
- 十四 一日に何度充櫻を入れました
- 十五 この醸には仕込号其の他の記載一ツも無いが何号です
- 十六 其の梯子をコチラに持て来て下さい
- 十七 醸の面を見るまでは櫻を入れるのは暫く御待下さい
- 十八 蔵男などに於て別に事柄は知りませぬか
- 十九 杜氏たる御前さんの知らぬ訳は無い筈良く考へて御覧
- 二十 向ふの三枚とコチラの五枚を掛て御覧
- 二十一 イヤソーン示へない向ふの五枚
- 二十二 ヨシ一貫六百枚
- 二十三 摻の時は櫻浪りはせんか能く注意しなさい
- 二十四 御前さん杜氏ですか
- 二十五 是迄何處に居つたのです

- 二十六 アナタの名前をコノに書きなさい立会のしるしがあります  
 二十七 是で検査は終りました  
 二十八 あなたの方は昨年度の原料米の平均直段はイクラにてありました  
 二十九 糜の価はイクラしますか  
 三十 当時は米はイクラで買入れますか  
 三十一 灰持清酒を一升三十錢内外に小売せらるゝのは何割の和水したるものですか  
 三十二 当家に犯則事件ヲ証明スベキ物件蔵匿しありと認め法律に従ひ捜索しますから立会を求める  
 三十三 営業主及其の親族関係代理人には「アナタ」と呼び、番頭杜氏以下の雇人に対しては場合に依り「ラマエサ  
 ノ」又は「ラマエ」と呼ぶ事もある  
 三十四 他を呼ふに「オイバ」「ロバヘ」と云ふが如きは堅く避へ  
 三十五 命令の言葉は成るべく角立たさる様注意すべし  
 三十六 室内は勿論土間製造場等苟も区画ある場所に無断にて立入ることを堅く避へ  
 三十七 立会人は勿論嚴守等の辞礼に至るまで相当の答札を怠るべからず

154 明治42年6月 収稅官吏の服装は端正嚴肅の件

(昭59 福岡 95)

訓乙第一三八号 稅務署長

問稅検査ニ從事スル收稅官吏ノ服装ニ付テハ明治三十八年八月訓乙第六九〇号ヲ以テ及内訓置候処、近來益々規程ニ反スル傾向ヲ生シ、音ニ異例ノ服装ヲ為スノミナラズ、概シテ其ノ服装清潔ナラズ、殊ニ礼式ニ至リテハ全然之ヲ無視スル者有之哉ニ相聞ヘ候、右様ノ義有之候テハ收稅官吏ノ威信ヲ失墜シ、職務執行上支障不妙義ニ付、服装及礼式ハ最モ端止厳肅ナルコトヲ期シ、苟モ他ヨリ侮蔑ヲ招クカ如キコト無之様、篤ク注意ス可シ

右内訓ス

明治四十二年六月五日

東京税務監督局長 団

(昭45 東京 5-3)